

令和3年4月9日(金)午後2時30分より、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出書について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年5月10日(月) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は18番、19番の方をお願いします。

事務局 佐々木 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名18番、19番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出書について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は物流倉庫の敷地拡張（露天駐車場）になります。
令和2年6月受付分での農振農用地からの除外がなされたものです。
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は敷地内の側溝から既存の水路に放流される計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段～5段が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。申請理由としては、令和2年5月15日に物流センターを開設したものの、荷捌きの作業や倉庫へのトラックの出入り時に切り返しが必要で作業に支障があり、安全性の確保もできないなど、計画時には想定できなかった問題が生じたため、それらの解消のために今回の申請をされたそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 黒岩委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私からよろしいでしょうか。これは倉庫だけ建設するのですか。従業員さんの事務所とかはないのでしょうか。

事務局 野口 倉庫を建築するものではありません。敷地拡張です。倉庫と事務所は既にあります。

議長 柳 分かりました。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆88㎡の売買で1万円となっています。あっせんが出されていた箇所です。

議長 柳 農業委員会法の第31条の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとあります。私が法人の理事をしておりますので、すみませんが以降の審議に関しては樋口委員さんをお願いします。

(柳議長退室)

10番 樋口委員 これはたまにある案件で、農業委員さんが農地を買いたい場合にもあるケースです。皆さん方からご質問はありませんか。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

(柳議長入室)

議長 柳 ありがとうございます。それでは、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、田2筆8,092㎡の売買で4,131,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、畑1筆847㎡の売買で626,068円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について内容朗読及び説明>

事務局 野口 814㎡の畑全体814㎡を農業用施設に変更する申請です。変更理由は野菜をそろえるための施設及び農業用機械を収納する倉庫を設置するためです。野菜選果施設が60.95㎡、農業用倉庫が112.24㎡になります。農業用機械が出入りする部分も含めて面積が200㎡以上となるため、転用申請が必要となります。現在、野菜揃え機が入っているプレハブが建っております。ここは農振農用地となっておりまして、畑を農業用施設として軽微な変更をしてよろしいかという案件になります。始末書も出ておりまして、手続をしないまま設置してしまい申し訳ございませんとの内容です。本日は、本人さんが来られています。

議長 柳 皆さんが疑問に思うことは本人さんに聞いて確認してください。
(申請者入室)

議長 柳 今、事務局から説明がありましたが、皆さんから聞きたいことがありましたら聞いてください。どんな質問でも良いです。

18番 河野委員 今、事務局が説明されたのは農業用施設に転用して良いですかとの内容ですか。

事務局 野口 転用ではなく用途区分の変更で、農地となっているところを本人が農業をするために必要な施設として、そこに農業用施設を建ててよいですかという問いになります。転用申請はまた後から出てくることになります。

18番 河野委員 前回事務局にもご相談があつて、このような設備を作るとかの計画があるけれども、止めておいてくださいとのお話を本人にされているのですか？

事務局 野口 最初の段階で元に戻さないと申請はできないですという話はしていました。

18番 河野委員 その時は、建てることのできるかの相談ではなく、もう既に建っていたのですか。

事務局 野口 建っていたのでこちらから注意をしていたところです。

議長 柳 経緯をまとめると、本来は農業委員会にここに建てていいですかと意見を求めて申請をして、我々が良いですよと言った時に倉庫を建てなければならないのですよ。ところが既に建ってしまつて遅れましたけど申し訳ございませんでしたということであらわれているわけです。そこで皆さんの意見を求めるところです。やってしまったのはお百姓さんの作業場です。家を建てますや資材や土砂を置きますといったも

のとは違うので、その辺を考えて判断してください。

13 番 平田委員 事務局から指摘されての申請ですか。それとも自らこれはいかん、と思われての申請なのですか。

議長 柳 前者の分です。

13 番 平田委員 それではこのプレハブはいつ頃建っているのですか。

申請者 3月の始め頃です。

6 番 棚町委員 私は去年の12月から見ております。

10 番 樋口委員 私も去年の12月から見ております。

申請者 持ってきたのは12月です。屋根とか色々したのは2月くらいです。

議長 柳 作業場の倉庫を持ってきたのは12月で、それを稼働させたのが3月からということですね。

13 番 平田委員 事務局から手続きがでてませんよと言われたのはいつになるのですか。

事務局 野口 年明けになります。窓口で説明をして文書も出しております。

13 番 平田委員 それで申請が出たのが3月になってからということですね。

議長 柳 皆さんから何か本人さんに聞きたいことはありませんか。

4 番 手嶋委員 そもそも説明が不十分で聞きたくても聞けない状態にあると思います。来てもらうのが早かったのではないのでしょうか。これまでの経緯をきちんと説明していただいて何が問題となっているのか分からないことにはいけないので、一度退出してもらいましてきちんと説明をしてもらった方が良いと思います。

議長 柳 分かりました。申請者さんは一度退出をお願いしてもよろしいでしょうか。

(申請者退室)

事務局 佐々木 それでは私から説明をさせていただきます。農業振興計画を町が作っておりまして、町が農地や農業用施設用地として用途区分を決めております。カントリーエレベーターが建っておりますが、あそこは農業用施設用地でございます。お聞きのとおり、用途区分の変更を先に行っていただいてからプレハブを運んできていただく必要がありました。

昨年12月に棚町委員さんからご指摘がありまして先程お伝えしましたような対応を取っておりましたが、工事が進められて完成してしまっているという状態です。今回、町に対して農業振興計画上の用途区分を変更してくださいとの申請が後になっておりますけれども提出されております。先程の始末書の内容は、申請が後になってしまい申し訳ございませんが、今後このようなことのないようにしますので、今回に限りお許し下さいと言われております。これは町に対する始末書であり本人からの申請に基づいて町が農業振興計画の用途区分の変更を行いますが、その際に必須事項ではございませんが、大刀洗町は農業委員会に意見を聴いているところであります。その意見を聴かせていただきたく、今回の議案にあげさせていただいております。その意見を基に町が判断することになります。これは転用のように許可申請ではなく、本人の申請に基づいて町が判断し変更して公示（お知らせ）

を行います。本人への許可をするものではありません。ただし、先程図面で説明したように、あと2つ農業用倉庫も今後計画されているため、最終的には農地転用の申請が後日出される予定であります。

議長 柳 それで結局我々は何を判断すればよいの。意見を言ったら町にあがるわけ。

事務局 佐々木 意見ですので、この用途区分の変更には問題があるのではないか、認めるべきではないのではないか、先に建物を建ててしまっているが除却をさせてしまうのは厳しすぎるため、今回は仕方ないのではないかなどです。最終的には町が判断します。

議長 柳 意見だけで良いわけですね。結論がでなくても。

18番 河野委員 大変よく分かりました。

議長 柳 意見がある方はいらっしゃいませんか。

4番 手嶋委員 事務局から指導があっていたかと思いますが、申請人はやめろって言われても突っぱねて進めていたのか。それとも何か弁明があったのか。どうなのですか。

10番 樋口委員 町が知ったときにはもう出来上がっていたのだと思います。そして使い始めたのが2月か3月かと言われていましたよね。それで農業委員会はダメだと指導していたにも関わらず、勝手に判断し、勝手に施設を建てた状態ですよ。ただ小さい建物なので軽微な変更をお願いしますということで町としては大事にするつもりはないということで良いのですかね。

事務局 佐々木 大事にすることではないという訳ではありません。除却して申請を出し直さないという措置は費用的な問題から厳しすぎるのではないのか、というのが町の意見です。

10番 樋口委員 本音を言わせていただきますと費用の面は付度する必要はないのですよ。違法建築物と認められたら300万円くらいでしょ。禁固刑になる可能性すらあります。

3番 白石委員 前回ブロックを撤去させた案件と今回との違いは何ですか。

事務局 佐々木 前回転用申請があがり、許可が出る前にブロックがつかれており、それを撤去しないと申請を受け付けなかったとした事案ですが、それは農地転用許可申請がなされ、その許可について農業委員会の許可相当かの意見を聞いた上で、県に進達をし、最終的に県が許可相当かを判断するものです。あれに関しては許可申請を無許可でしてしまったことと、農地を宅地に転用してしまうものでした。今回については、農地を農業用施設用地として引き続き農業のために本人が使われるということでの用途区分の軽微な変更になります。

3番 白石委員 分かりました。

議長 柳 先程から言うようにプレハブを撤去するためには150万円程の費用がかかるようですが、罰金刑としては非常に高い金額だろうと私は思います。10～20万円程度であれば妥当かなとも思うのですが。

6番 棚町委員 決まりを守らないのが1番悪いのではないですか。金額とか関係ないのでは。ダメなのはダメなのですよ。しょうがないと認めてしまったらこれからはしょうがないになってしまうじゃないですか。いくらお金がかかろうと曲げられないですよ。

- 議長 柳 皆様、意見ですのでご自由に発言してください。採決を取る訳ではないですので。
- 17 番 今村委員 農業用施設用地に区分変更した場合に、今回はブロックの上にコンテナを乗せているだけみたいですが、普通の農業用倉庫を建てることはできるのですか。
- 議長 柳 200㎡以下なら良いという訳です。
- 17 番 今村委員 転用をする場合と軽微な変更との違いは何でしょうか。
- 事務局 野口 農振農用地の場合は用途区分の変更を伴ってからの届出になりますが、白地の農地については用途区分の変更がないため届出だけになるということです。面積が200㎡を超えると届出ではなく、転用申請が必要となります。
- 事務局 佐々木 今回の申請は総面積として840㎡。建物の面積が200㎡を超える場合や、底地を農地として利用不可の場合は農地転用が必要となりますが、今回の場合は建物の面積だけを見れば200㎡は超えませんが、通路として利用する部分などを含めて全面積を使用する計画となっております。そのため、全面積を用途区分の変更をし、それから農地転用の手続きをすることになります。
- 9 番 中村委員 きちんと手続きを踏んでいたらこんな長時間かかるような内容ではありません。私達は1時間前から早く来て打合せをしております。年明けて事務局からダメですよと指導があっているにも関わらずそれを無視して作業をしてあります。
- 13 番 平田委員 1月から指導していたとのことですが、何故申請がこんなにも遅れたのでしょうか。
- 10 番 樋口委員 今日確認した時に作業者が日本人ではなかったと思いますが、その手配をするために忙しかったということです。詳しくは知りませんが、けれども奥の方に土の山があったかと思いますが、そちらもこれまで指導を再三しておりまして今回このようになってしまい、よろしくない傾向にあるのではないかなと私は思います。けれども軽微な変更ということで、なんかしっくりいかないなと思うところはあります。
- 事務局 佐々木 申請が遅れてしまったことに関しては、本人のせいだけという訳ではなく、事務局からは除却して原則に則って申請をして下さいと説明をしておりましたことと、もう1つ手続き上の問題がありまして、農振の除外が公告の期間が被ることができないということもありまして、3月の申請になってしまったという理由はあります。
- 17 番 今村委員 質問なのですが、作業場の中には何が入っているのですでしたっけ。
- 事務局 佐々木 ほうれん草の選別機が入っております。
- 17 番 今村委員 これまでもほうれん草とか野菜を作って外国人を雇って出荷をされてきたと思うのですが、どうしても場所が狭く作業ができなくなったとかの理由があれば認めるしかないのかなとも思うのですが、他に場所があるのに十分余裕があるのであれば厳しく見るべきではないかなと思います。
- 18 番 河野委員 今回は農業用施設用地でありますから用途区分変更ということで、是非大刀洗町の後継者として活かしていただきたいなと思うところではあります。菊池でも大刀洗川の横の菊池農業支所はそのままですよ。そこはきちんと現状復帰させるなどしておかないと後々問題になりますよ。訴えても訴えられても行動しないと。守ることは守る。悪いことは悪いでしていかないと。私としては施設の用途変更は認めてや

るべきだと思います。

3 番 白石委員 農業用やけん大目に見るかどうかということをいよいよとでしょ。

議長 柳 そうです。資材置場にしたとかいうことであれば絶対いかんですけど。棚町委員さんが言われるように、前科があるのにというところはありますが。賛否を問わないということですので、私からきつく言うということでもよろしいでしょうか。

17 番 今村委員 前回の事例もあるのでしょうけど、手続きを知らなかったという人はたくさんいるんじゃないでしょうか。同じ人だったら分かるでしょうけど違う人でしょ。また今度する人が農地法を知っているという可能性は極めて低い。農業委員会はこのような事例があっていることをどのように周知するのですか。その辺をきっちりしないと。他の所はやっているのだから良いでしょと言われてしまいますよ。

事務局 佐々木 農地転用が手続きを知らないという人は少ないとは思いますが、用途区分の変更については知らない人はたくさんいると思われまます。周知も限界がありますが、広報やHPに掲載したり、認定農業者の集会でお知らせしたりを考えたいと思います。

議長 柳 広報誌に農地法のことを簡単な方法で載せたらどうですか。一個ずつでも良いじゃないですか。1行でも2行でも良いので。申請人も待っているでしょうから呼んでください。

(申請人入室)

議長 柳 申請人さんお待たせしました。絶対のかせっていう人も正直います。あんた言うこと聞かんって。土をのかせと言ってもいっちょん聞かんやったでしょ。そして今度もまた手続きしないまましよると。俺達も同じ百姓やと。あんたの気持ちは分かります。外国人も雇って幅広くしよることも知っております。手続きはちゃんとしなさい。あんた認定農業者でしょうが。人の手本とにならないかん人ですよ。その手本となる人が間違ったらどうしようもないでしょ。皆、パニックてしまいますよ。許せるのは今回だけです。次はないです。認定農業者をおりたらえらいことになることは分かると思うので。いいですか。

申請人 どうもすみませんでした。

(申請人退室)

議長 柳 それでは、議案第5号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については①100㎡の田②853㎡の田③1,148㎡の田の3筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は長野委員と平田委員と牟田委員の3名をお願いします。

続きまして、2～4番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番～4番は兄弟で所有者が異なっていますが、一体の農地となっており、全て売買希望でのあっせん申し出がなされています。2番については、①55㎡の畑②4

4 2 m²の畑③1 8 6 m²の田④1 9 7 m²の田⑤2 0 m²の田の5筆です。3番については、①3 4 7 m²の田②2 7 2 m²の田③1 6 6 m²の田④4 2 3 m²の田⑤1 9 4 m²の田の5筆です。4番については、①6 1 6 m²の田②7 3 7 m²の田の2筆です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

15 番 廣瀬委員 国道3 2 2で引っかけた農地になります。一部が変な形で残るみたいです。

10 番 樋口委員 買収が終わった後の農地なんですね。工事がまだ始まってないからどうなるかはつきりと分らないですが。

9 番 中村委員 こんだけ狭い農地になってしまって機械は入らないんじゃないでしょうか。こりゃ売買は難しいと思いますよ。

15 番 廣瀬委員 不動産で建物か何かを建てる方が良いでしょう。田んぼとしては使えないと思います。所有者は町外に出てしまっていて、今までも買おうとする人はいなくて営農組合長が面倒を見てあげてたようです。

事務局 辻 北側の道路の収用にかかった箇所については、南側の農地を買われる方に無償であげても良いですと申請人は言われていました。

9 番 中村委員 この件は道ができてから探したほうが良いのではないのでしょうか。

3 番 白石委員 私も道の計画を見て、農地が一部だけ残されると知って泡吹きました。全部買い取ってもらわないとこれだけ残されてもどうしようもないですよ。

議長 柳 かなり大変だとは思いますが、あっせん委員さんを決めたいと思います。あっせん委員は廣瀬委員と中村委員と井口委員と白石委員の4名にお願いします。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出書について説明>

事務局 野口 6 4 m²の農業用倉庫を建築する届出がなされています。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。